

子育て短期支援事業(ショートステイ)の 実施内容の検討

平成27年7月10日

子育て短期支援事業の概要

■根拠法

「子育て短期支援事業」は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業

■事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

■実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

■実施状況

現在、本市では実施していません。

実施に向けた論点

<論点1> 事業内容について

(論点1-1) ニーズ調査による見込み量について

- ・国の手引きに基づく算出、利用見込み者の回答結果を、検証してはどうか。
- ・県内の実施市町村の利用状況を参考にしてはどうか。

(論点1-2) 対象者について

- ・年齢を限定すべきか。
- ・利用の必要性や優先利用を考慮し、対象者を限定すべきか。

(論点1-3) 利用期間について

- ・利用期間を限定すべきか。

<論点2> 実施施設について

- ・県内の施設状況、契約手法を参考に、検討してはどうか。

(論点1-1) ニーズ調査による見込み量について

●子ども・子育て支援事業計画における「見込み量」

<計画書P56>

4-5 事業量見込みと確保方策(地域子ども・子育て支援事業)

6. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

※人日：年間の延べ利用人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,560人日	1,577人日	1,590人日	1,602人日	1,585人日
②確保の内容	0カ所	1,577人日 (1カ所)	1,590人日 (1カ所)	1,602人日 (1カ所)	1,585人日 (1カ所)

◆ 見込み量を検証し、実態に即した見込み量を想定の上、実施検討してはどうか。

<資料3-2> 国の手引きに基づく算出(選択肢2・4から推計)によると…

平成31年度の見込み量は、665人日である。

<資料3-3> 利用見込み者の回答データによると…

選択肢2の回答世帯:12世帯、 選択肢4の回答世帯:15世帯 である。

(論点1-1) ニーズ調査による見込み量について

◆ 実施市町(滋賀県内)の利用状況を参考に、実施検討してはどうか。

<資料3-4> 実施市町(滋賀県内)の実施形態・利用状況等について

(論点1-1) ニーズ調査による見込み量について

<参考> 実施市町(滋賀県内)における平成31年度の見込み量について

<参考> 近江八幡市における要保護児童対策地域協議会で取り扱っている
ケース数

13ケース・28人 (平成27年6月末現在)

(論点1-1) ⇒ 利用見込み量を、平成31年度120人日程度であると想定して、
事業実施に向けた検討をしてはどうか。

(論点1-2) 対象者について

■対象者 (実施要綱:厚生労働省通知)

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

◆ 年齢を限定すべきか。

<資料3-4>

◆ 利用の必要性や優先利用を考慮し、対象者を限定すべきか。

(論点1-2) ⇒ 実施要綱に沿った対象者、年齢(0~18歳)にて、
事業実施を検討してはどうか。

(論点1-3) 利用期間について

■利用の期間（実施要綱：厚生労働省通知）

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

◆ 利用期間を限定すべきか。

(論点1-3) ⇒ 実施要綱に沿った利用期間で、事業実施を検討してはどうか。

(論点2) 実施施設について

■実施施設（実施要綱：厚生労働省通知）

(1)この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

◆ 県内の実施施設、契約手法(委託契約)を参考に、検討してはどうか。

<資料3-4>

(論点2) ⇒ 近隣市町の委託先等と協議を行ってはどうか。